2019 年 5 月 10 日

中小企業者等に対する金融円滑化への取組みについて
（2019 年 3 月末現在）

岡崎信用金庫

1　金融円滑化に関する方針の概要

(1)「金融円滑化管理方針」を 2010 年 1 月 27 日に定め、当該措置の実施に関する方針を明記しました。

(2) 上記 1 にあわせて、「地域金融円滑化のための基本方針」を 2010 年 1 月 29 日に定め、当金庫の取組方針などを、ホームページ上で公開しました。

＜当金庫の取組方針＞

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。 私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

(3)「金融円滑化管理規程」を 2010 年 1 月 27 日に定め、金融円滑化に係る体制を明記しました。

＜金融円滑化の管理体制＞

理　事　会

↓

代表理事会

↓

金融円滑化管理責任者（営業店支援第一部担当の代表理事）

↓

金融円滑化管理部門
（営業店支援第一部・営業店支援第二部・営業店支援第三部・総合企画部）
※主管部＝営業店支援第一部

↓

営業店
※支店長＝金融円滑化管理者
※次長＝金融円滑化管理者を補佐

２　金融円滑化に係る取組み状況を適切に把握するための体制の概要

(1)2010 年 1 月 27 日に定めた「金融円滑化管理規程」に、金融円滑化管理に係る報告体制を明記しました。

(2)2010 年 2 月 2 日に「金融円滑化マニュアル」を制定し、貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き等について明記しました。

３　金融円滑化に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

中小企業者･ 住宅資金借入者からの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等に関する相談･ 苦情等について、適切な対応が行えるよう 以下のとおり 、本部に専用窓口を設置しました。

＜苦情相談窓口＞

岡崎信用金庫　顧客相談室　電話番号０１２０－１０２－１５６（ フリーダイヤル）